

平成26年第5回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第126号	平成26年度宝塚市病院事業会計補正予算（第3号）	可決 （全員一致）	11月25日
議案第128号	宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第129号	宝塚市立中山台コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第130号	宝塚市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第131号	宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第132号	宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第133号	宝塚市いじめ防止等に関する条例の制定について	可決 （賛成多数）	

## 審査の状況

① 平成26年11月19日 (議案審査)

- ・出席委員 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子 北野 聡子  
佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子
- ・欠席委員 ◎村上 正明

② 平成26年11月25日 (議案審査)

- ・出席委員 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子 北野 聡子  
佐藤 基裕 田中 こう 山本 敬子
- ・欠席委員 ◎村上 正明

③ 平成26年12月16日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ○藤岡 和枝 浅谷 亜紀 大島 淡紅子 北野 聡子  
田中 こう
- ・欠席委員 ◎村上 正明 佐藤 基裕 山本 敬子

④ 平成26年12月17日 (正副委員長互選、委員会報告書協議)

※委員長から辞任の申し出があり許可された。

- ・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○浅谷 亜紀 大島 淡紅子 北野 聡子  
田中 こう 山本 敬子
- ・欠席委員 佐藤 基裕 村上 正明

(◎は委員長、○は副委員長)

平成26年第5回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第126号 平成26年度宝塚市病院事業会計補正予算（第3号）	
<b>議案の概要</b>	
平成26年度宝塚市病院事業会計予算について、下記のとおり補正するもの。	
<p>（収益的収入及び支出）病院事業費用の予定額107億5,443万8千円を医業費用において6千万円増額し、108億1,443万8千円にするもの。</p> <p>（一時借入金）限度額を1億円増額し、19億円に変更しようとするもの。</p>	
<p>主な内容は、施設及び医療機器の経年劣化に対応するため、修繕費を増額しようとするもの。</p>	
<b>論 点</b>	補正予算の妥当性
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	市立病院の施設の修繕に関しては、平成18年から10年間の長期修繕計画を策定しているとのことだが、医療機器等の備品修繕については長期的な計画がない。機器には耐用年数がある。特に修繕費が高額になると予想されるものについては、長期修繕計画を立てることはできないのか。
答1	高額な医療機器については、保守契約の中で定期的に点検を行っており、その保証期間中に関しては、大規模な修繕の発生は基本的にないものと考えている。高額な医療機器も含め、医療機器の修繕については基本的に予想が立てにくく、長期計画を立てることは困難と考えている。
問2	年度の途中で医療機器が故障した場合、修繕で対応するのか、買い替えるのかの基準等はあるのか。
答2	基本的には修繕の形で対応しているが、メーカーから修繕不能であると言われた場合や、修繕費が高額に上る場合は、買い替えで対応する場合もある。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第128号 宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
<p>国において産科医療補償制度における掛け金額を見直すとともに、出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定されたことを受け、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>改正の内容は、出産育児一時金の金額を39万円から40万4千円に増額するとともに、産科医療補償制度における掛金が3万円から1万6千円に引き下げられることにあわせて、出産育児一時金の加算額を同額の1万6千円にしようとするもの。</p>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	条例改正に伴う利用者への影響は。
答1	制度の補償内容については変更がなく、利用者への影響はない。
問2	国が制度の掛金を見直す基準やタイミングについての考え方のようなものはあるのか。
答2	国の社会保障審議会の医療保険部会において、今回、平成21年1月の制度創設から初めて掛金額が見直された。剰余金が平成26年度までで約800億円残っているとのものであり、部会の中でそれを今後10年間にわたって掛金に充当する方針が決定されたことから、掛金が1万6千円に引き下げられた。
問3	制度に加入している産院施設は、現在は市内に何カ所あるのか。
答3	市内には、診療所が3カ所、助産所が1カ所、計4カ所の施設が開業している。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第129号 宝塚市立中山台コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

中山台コミュニティセンター、地域利用施設、未成集会所及び共同利用施設の指定管理者の候補者を、これまでは特別な事由があると認める場合を除き、公募により選定していたが、これらの施設は、地域活動の拠点となる施設であり、非常時には予備避難所となる施設であることから、より施設の目的に合致した運用を目指すため、非公募により各地域の団体を候補者として選定できるよう、宝塚市立中山台コミュニティセンター条例、宝塚市立地域利用施設条例、宝塚市立未成集会所条例及び宝塚市立共同利用施設条例の一部を改正しようとするもの。

なお、現状では、宝塚市指定管理者制度運用方針（平成22年度策定）での取り扱いを定め対応している。

**論 点 1 選定について**

**<質疑の概要>**

問1 平成22年度の指定管理者の公募において、共同利用施設3館については応募がなく、最終的には非公募により地元団体を指定管理者に指定している。応募がなかった理由の一つとして、公募により選定する市の方針に理解が得られなかったためとしているが、具体的にどういうことか。

答1 平成17年度からは指定管理者制度を導入し、指定管理者の選定は公募によることとした。それ以前は、委託契約により直接地元団体に管理をお願いしてきたことから、公募による選定に対して地元団体から反発があった。

問2 平成22年度に応募がなかったもう一つの理由として、立地条件等により、相応の利用料収入が見込めず、収支が厳しかったこともあげられている。今回のような地域密着型の公共施設については、収支の問題等のため、ある程度は非公募とすることもやむを得ないと思うが、以前の委託契約のように競争のない状態になってしまうことも問題と考える。収支が厳しかった地元団体に対しては、市として対策は考えているのか。

答2 今回、選定の仕方を公募から非公募に改正するにあたり、引き続き指定管理者制度の目的に沿った形で運用を実施してもらえよう、市として管理団体を指導していきたいと考えている。また、収支が厳しかった地元団体に対する補助の問題や、市民活動の場として施設の利用率を高めていく改善策については、地元団体と協議を進めていきたい。

論 点 2 今後の運営について

<質疑の概要>

問1 地域利用施設や共同利用施設等の指定管理については、自治会が運営されているところや、管理運営委員会の形で自治会のみ構成団体として運営されているところがある。これらの団体については、自治会員のためという意識が強く、広く市民が利用しやすい形になっていない側面があることが課題と考えている。より広く市民に利用してもらえよう、市から要望は出せないのか。

答1 共同利用施設については、伊丹空港の騒音問題が深刻化してきた経緯から整備が進められてきた施設であり、条例上も利用の地域が指定されている。このような性質から、地域の方が優先して利用されているのが実状ではあるが、空いているときには広く市民が利用できる施設となっている。また、地域利用施設等については、広く市民が平等に利用できることが基本となっている。今回締結する協定書の中に、改めてそのことについて明記したい。

問2 昨今の集中豪雨等の非常時にも、地域利用施設等が予備避難所として市民の声にこたえていけるよう、今後市としてどのように準備を進めていく方針か。

答2 今後、予備避難所である地域利用施設等の関係者とも協議し、毛布や非常食を常備できるよう検討していきたい。

問3 すべての自治会が、自治会館のような活動拠点を有しているのか。

答3 すべての自治会がこのような施設を有している訳ではない。活動拠がない自治会が公民館や共同利用施設等を利用した際は、市が半額の補助を行う制度を設けており、市はこの補助制度を利用して活動をしてもらえるようお願いしている。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第130号 宝塚市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

中央公民館が耐震性の問題により新築移転するため、現施設を平成26年9月30日をもって利用を停止していることから、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容は、中央公民館に関する規定を削除するとともに、多くの団体が東公民館及び西公民館を利用できるよう、施設の使用時間の区分を細分化しようとするもの。

**論点 1 時間区分と使用料設定について**

**<質疑の概要>**

問1 中央公民館の利用停止に伴い、今回東公民館及び西公民館の使用時間の区分を変更することとした経緯は。

答1 以前より、利用団体から午後の使用時間区分が長すぎるとの指摘があった。また、中央公民館の代表者連絡会の中で、中央公民館の利用停止に伴い他の公民館の時間区分をより利用しやすい形に変更してはどうかとの要望があったことから、午後の時間区分を2分割にすることにした。

問2 公民館の時間区分の変更に伴い、他の公共施設の時間区分についても影響があるのか。

答2 公共施設については、それぞれ条例で規定されており、設置目的等も異なる。今回の変更を受け、他の公共施設も時間区分を変更することは聞いていないが、利用者の声や利用実態についても一度点検を行い、見直し必要な施設については変更を検討したい。

問3 条例改正後の東公民館及び西公民館の午後の時間区分については、ともに同じ金額が設定されているが、持続可能なまちづくりの観点から、今後の利用状況等にに応じて、柔軟に金額を変更する考えはあるのか。

答3 今回は、午後の時間区分を単に2分割し、使用料についても単に2分の1にしたものであるが、今後新たな中央公民館ができた際には、他の公共施設や他市の状況等も勘案しながら、使用料のあり方について総合的に検討していきたい。

**論点 2 利用について**

**<質疑の概要>**

問1 中央公民館の利用停止に伴い、東公民館及び西公民館の利用頻度がふえてくると思うが、利用者から要望は聞いているのか。

答1 現時点で、新たに西公民館に登録をされた利用者が113団体、新たに東公民館

に登録をされた利用者が13団体となっており、西公民館に移動される利用者が多い。東公民館への影響はほとんどないが、西公民館については、従来の利用者から施設予約がしにくくなったため、優先予約してもらえないのかという声を聞いている。公民館の性質上、そのような取り扱いはなじまないものと考えている。

問2 中央公民館は9月末で利用を停止しているため、東公民館と西公民館の部屋を少しでも早く使いたいという利用者の声を聞いている。条例の施行日は平成27年4月1日となっているが、施行日を早めることができないのか。

答2 現在は、宝塚市施設予約管理システムで公民館の予約を管理しているが、平成27年3月1日にプログラム変更を予定している。施行日を早めると、予約受付をすべてペーパー処理で対応することになるため、場合によってはダブルブッキングや予約漏れ等が発生するリスクがある。また、仮に公民館の予約機能のみプログラムを早めるとしても、多額の費用がかかるため、早めることは難しい。

問3 中央公民館の利用停止に伴い、周辺の代替施設の案内は丁寧に行っているのか。

答3 代替で利用できる周辺の10施設の案内を、中央公民館の利用停止までの窓口に設置するなど、利用団体や一般利用の方にも周知を行った。

問4 公民館の机や椅子などの備品については、予防介護の観点から、軽くて移動がしやすいものにしていくことが望ましいと考えるが、中央公民館ができることも踏まえて、今後どのように備品を整備していく方針か。

答4 東公民館と西公民館にあるすべての備品を直ちに買い替えることは現実的に困難であるが、中央公民館の利用停止にあたり、使いやすい備品等があれば、各公民館へ移動させることも検討する必要があると考えている。また、新しい中央公民館をつくる際にも、介護予防の観点から、可能な範囲で使いやすい備品への買い替えも検討していきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）



**議案番号及び議案名**

議案第131号 宝塚市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

**議案の概要**

子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、本市においても新制度に対応するため、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の主な内容は、入園料を廃止し、相当額を毎月の保育料として徴収することとし、保育料及び預かり保育料について、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力も勘案した金額体系に変更しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 今回の条例改正によって、これまで応益負担としていた保育料が、園児の保護者等の所得状況に基づいて保育料を決定する応能負担となる。減免措置についてはどうなるのか。

答1 保育料の減免は、宝塚市立幼稚園保育料等の減免に関する規則に規定している。規則については、現行の規定を維持する方向で、災害、疾病、その他の事由により著しく生活が困難な場合、また市長が必要があると認める場合について減免を行うものとし、条例改正後に規則の改正を行う。

問2 平成27年度の市立幼稚園の園児募集では、募集人数に対し入園希望者が少なかったとのことだが。

答2 本年10月2日から3日間、平成27年度入園希望者の一斉募集を行ったが、入園希望者は年々減少傾向にある。園児数の状況としては、ピーク時の平成17年5月1日時点では1,383名だったが、平成26年5月1日現在では983名にまで減少している。今後、転出入による入園希望者の増加も想定されるが、平成27年度の園児数は平成26年度を下回る見込み。

問3 私立幼稚園では午後保育を実施している園が多い。市立幼稚園でも週3日、午後保育を実施しているが、日数を拡充できないか。

答3 市立幼稚園の午後保育は、数年前まで、週3日実施で午後1時半までだったが、午後2時までになり、現在は午後2時30分までになっており、少しずつ見直しを図っている。

問4 市立幼稚園の認定こども園化に対する市の考えは。

答4 今後も少子化傾向であり、認定こども園化も視野に入れ、幼稚園教育審議会の

答申を踏まえながら市立幼稚園のあり方を検討していきたい。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成26年第5回（12月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p><b>議案番号及び議案名</b></p> <p>議案第132号 宝塚市立西谷認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p><b>議案の概要</b></p> <p>子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、本市においても新制度に対応するため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>改正の主な内容は、保育料について、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力も勘案した金額体系に変更しようとするもの。</p>
<p><b>論 点</b> なし</p> <p><b>&lt;質疑の概要&gt;</b></p> <p>問1 主にパートタイムの就労を想定した保育短時間の保育料については、保育標準時間の1.7%を減じた額としているが、その減額率の根拠は。また数値として妥当なのか。</p> <p>答1 減額率1.7%は国が示している数値であり、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）との差3時間分にあたる非常勤保育士の人件費減額分から算定すると概ね1.7%となる。根拠として妥当と考えている。</p> <p>問2 西谷認定こども園については、幼稚園園舎を活用してスタートしたため、保育所として必要な機能である給食調理室が整っていない。施設を整備して欲しいという保護者のニーズも高い。今後、施設の環境改善についてどう考えているか。</p> <p>答2 当初12名だった園児定数を30名に拡充していることもあり、施設の環境改善は、課題と認識している。また、保育料については、その分、通常の保育所より低めの設定をして市内南部の保育所とのバランスをとっている。</p>
<p><b>自由討議</b> なし</p>
<p><b>討 論</b> なし</p>
<p><b>審査結果</b> 可決（全員一致）</p>

**議案番号及び議案名**

議案第133号 宝塚市いじめ防止等に関する条例の制定について

**議案の概要**

いじめ防止対策推進法が平成25年9月28日から施行されたことを踏まえ、本市においても、子どもが互いに認め合い、支え合いながら、安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的として、条例を制定しようとするもの。

条例の主な内容は、いじめ防止等のための基本理念及び各主体の責務や役割を定め、教育委員会の附属機関として宝塚市いじめ防止対策委員会を設置しようとするもの。

**論 点** 条例の妥当性

**<質疑の概要>**

問1 子どもの内心を規制する条例にならないか。なぜ条例化に至ったのか。

答1 文部科学省の小・中学校及び高校生の自殺についての調査データでは、統計を取り始めた平成11年度には自殺者数は163名だったが、平成25年度では240名に増加している。自殺原因のすべてが、いじめによるものではないが、自ら命を絶つ子どもがなくなるためには、市として何ができるかを検討した結果、条例化するに至った。

問2 いじめをなくそうとする市の姿勢は理解するが、条例化することでいじめがなくなると考えているのか。

答2 いじめをなくしていこうとする子どもたちの積極的な取り組みは、市内の各学校で既に始まっている。条例は、「絶対にいじめをしない」という子どもたちの決意を後押しするもの。また、条例は子どもたちに罰則を与えたり、力で押しつけたりするものではなく、子どもたちにこうあって欲しい、こうあるべきという姿を示すものと考えている。

問3 いじめは条例化で抑えられるものではない。子どもたち自身がいじめをなくしていこうとする主体的な活動が重要。いじめ防止に向けた子どもたちの具体的な活動状況は。

答3 主なものとして、小学校ではあいさつ運動や異学年での遊びや給食での交流を通じて人間関係を構築したりしている。中学校では、生徒会が作成したアンケート調査を実施したり、生徒の熱意のこもった手紙によって教育評論家の尾木直樹氏を講師として招へいし、講演してもらった。また、市立中学校生徒会の取り組みとして、生徒自身がいじめをなくす活動に積極的に取り組む「ストップ・ザ・いじめ たからづか子どもサミット」を本年7月23日と8月20日に実施し、宝塚市立学校いじめ撲滅宣言を作成するとともに宣誓した。

問4 条例では、第2条にいじめを「子どもに対して、当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった子どもの心身の苦痛を感じているものをいう」と定義しているが、いじめの疑いがある場合の対処は。

答4 文部科学省がいじめの定義を示している。市としては、文言にとらわれず、いじめの恐れがある場合も含めて広く「いじめ」としてとらえ、対処することとしている。

問5 本人がいじめを苦痛と感じていることを認めない場合も、いじめととらえるのか。

答5 いじめられている本人が、正直に言える状態にないことも考えられる。市として、こころとからだのアンケートを通していじめを把握したり、日頃から教師と子どもたちの信頼関係を築けるようにしたい。また、いじめる側についても、心に問題を抱えていることが多く、背景に何があるのか、何を訴えたいのか、教育相談や面接などを通じて1人1人の問題を解決していくことがいじめ防止につながると考えている。

問6 条例第4条で「子どもは、いじめを行ってはならない」と規定している。条例で、子どもに強制するのではなく、どの子どもも「いじめられない」、「いじめさせない」、「見て見ぬふりをしない」という環境の中で、教育を受ける権利を持っているということを周知するような条例であるべきでは。

答6 子どもの人権については、宝塚市子ども条例の前文で、「子どもは、生きる、守られる、育つ、学ぶ、そして参加する権利を有し、個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。また、子どもが、他の人の人権や社会のルールを守ることも大切である」ということをうたっている。

子どもたちが置かれている環境の課題については、市がしっかりと把握し、市民や地域と共有して取り組む必要があると考えており、子どもたちがいじめは許されない人権侵害であることを理解し、子どもたち自身が自分たちの権利は守られていることを実感できる取り組みが必要と考えている。

問7 条例からは、市が子どもたちをいじめから全力で守ろうとする気持ちが感じられない。教職員の責務として、子どもたちを全力で守ることをうたうべきでは。

答7 条例の目的として「子どもがお互いに認め合い、支え合いながら、安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする」とうたっている。

教職員は、子どもの過ちを見逃さず正しく指導していける環境をつくるものと考えている。

問 8 いじめをなくすには、いじめの原因究明に取り組むことが大事ではないか。

答 8 条例第 9 条で、いじめ防止対策推進法に基づき市基本方針を定めるとしており、その中で、いじめの原因究明も含め、学校現場での対応や実施すべき指導・対処などを定めている。

問 9 条例第 11 条にある相談体制について、いじめに関する相談の現状はどうか。

答 9 いじめに関する相談は、まず学校へ相談する人が多く、保護者が相談に来られる場合が多い。また、「青少年何でも相談ダイヤル」には、平成 25 年度で 175 件の相談があった。相談内容がいじめの場合、相談できる人が周りにいるかどうか確認すると、教師や母親に話してみるとの返答が多かった。不登校による相談もいじめが背景にあることが多いと考えている。

問 10 子どもの権利サポート委員会と学校や教育委員会との連携はどうなっているのか。

答 10 子どもの権利サポート委員会が、連携が必要と判断したケースについては従来から連携をとってきており、今後も同様に取り組む。また、子どもの権利サポート委員会に保護者から相談の連絡があった場合は、すべて学校教育課へ連絡が入ることになっている。

問 11 子どもの権利サポート委員会といじめ防止対策委員会、同じような機関が 2 つ設置されることになる。役割分担はどうか。

答 11 いじめ防止対策委員会は、いじめの重大な問題が発生した際の原因究明や再発防止に向け、教育委員会の諮問機関として調査・協議を行う。一方、子どもの権利サポート委員会は、いじめに限らず、すべての子どもの人権において第三者的に調査を行い、子どもの人権を守り回復するため設置されている。

役割は重なる部分があるが、いじめ防止対策委員会は、教育委員会の附属機関として設置すべきとの国の考え方がある。

また、子どもの権利サポート委員会は相談者が学校や教育委員会では解決が望めないと判断した場合の受け皿にもなり得る。今後、実際に運用していく中で役割を整理していきたい。

問 12 条例で、子どもの役割や市、保護者、市民の責務を定める以上、条例を周知徹底させていかなければならない。周知について、市としてどう考えているのか。

答 12 条例制定後は、広く市民に周知していくことが重要と考えている。条例の内容をわかりやすく解説したリーフレットの作成や広報たからづか（平成 27 年 2 月 1 日号）でマンガによる解説記事を掲載し、詳細をお知らせしていく予定。

また、今後開催されるいじめ対応ネットワーク会議や子どもサミットの中でも

周知を図っていきたい。

問13 条例案に対するパブリック・コメントで寄せられた意見は、どのようなものがあったのか。

答13 平成26年8月1日から9月1日までの間、パブリック・コメントを実施した。期間中に4件の意見が寄せられ、「学校に相談しにくい際、附属機関に相談できるのでよい」、「いじめは子どもだけの問題ではなく、大人も含めて自分自身の問題としてとらえなければならない」などの意見をいただいた。

自由討議 なし

## 討 論

### (賛成討論)

討論1 条例ができたからといって、いじめはなくなるものではないと思うが、条例第4条に規定されている子どもの役割が子どもの権利を侵害するものではないことが理解できた。また、市としてどの親に対しても踏み込んで指導していくという覚悟も感じられた。

討論2 子どものいじめをなくそうとする市の思いや覚悟がよく理解できた。

### (反対討論)

討論3 子どもが成長する段階において、さまざまな人と交流する中で、衝突を起こすのは避けられない。子どもが主体的にいじめをなくしていくという思いを条例に入れて欲しかった。条例でいじめがなくなるとは思えない。いじめられた子どもに寄り添う視点が条例からは読み取れず、条例という形にすることで、子どもの主体性を奪うのではないかと、今後の影響を危惧する。

審査結果 可決 (賛成多数 賛成5人、反対1人)

